

2 賃金・退職給付制度の改定・導入に関する状況【本部組合及び単位組織組合】

(1) 正社員について

正社員の賃金・退職給付制度について、過去1年間に組合員が所属する事業所において改定又は導入が「実施された」事項をみると、正社員の「賃金制度の改定」45.5%、「退職給付算定方法の見直し」23.8%、「確定拠出年金制度や他の退職年金制度等の導入、移行」20.3%などとなっている。

また、各事項ごとに改定又は導入が「実施された」と回答した労働組合について、改定又は導入にあたって「労働組合が関与」した割合をみると、正社員の「賃金制度の改定」96.0%、「退職給付算定方法の見直し」90.6%、「確定拠出年金制度や他の退職年金制度等の導入、移行」78.6%などの順となっている。

(第6表)

(2) 正社員以外の労働者について

正社員以外の労働者（派遣労働者を除く。）について、過去1年間に組合員が所属する事業所において「賃金制度の改定」が「実施された」は24.4%、「退職給付制度の導入」が「実施された」は12.7%となっている。

また、改定又は導入が「実施された」と回答した労働組合について、改定又は導入にあたって「労働組合が関与」した割合をみると、「賃金制度の改定」57.0%、「退職給付制度の導入」25.5%となっている。

(第6表)

第6表 賃金・退職給付制度の改定の有無及び労働組合関与の有無別割合（本部組合及び単位組織組合）

| 事 項 | 計 | 改定・導入が 実施された | | 労働組合の 関与あり | | 労働組合の 関与なし | 改定・導入が 実施されな かった |
|--|-------|-----------------|---------|---------------|--------|---------------|------------------------|
| | | | | | | | |
| (単位：%) | | | | | | | |
| ＜正社員について＞ | | | | | | | |
| 賃 金 制 度 の 改 定 | 100.0 | 45.5 | (100.0) | (96.0) | (4.0) | | 50.3 |
| 退 職 給 付 算 定 方 法 の 見 直 し | 100.0 | 23.8 | (100.0) | (90.6) | (9.4) | | 67.7 |
| 退 職 一 時 金 の 年 金 化 | 100.0 | 13.7 | (100.0) | (67.2) | (32.8) | | 76.4 |
| 確 定 拠 出 年 金 制 度 や 他 の 退 職 年 金 制 度 2) 等 の 導 入 、 移 行 | 100.0 | 20.3 | (100.0) | (78.6) | (21.4) | | 71.1 |
| 退 職 給 付 を 縮 小 、 廃 止 し 賃 金 に 振 り 分 け る 退 職 給 付 前 払 い 制 度 | 100.0 | 9.5 | (100.0) | (53.8) | (46.2) | | 80.3 |
| そ の 他 の 退 職 給 付 制 度 の 改 定 | 100.0 | 13.6 | (100.0) | (76.5) | (23.5) | | 76.4 |
| ＜正社員以外の労働者 3) について＞ | | | | | | | |
| 賃 金 制 度 の 改 定 | 100.0 | 24.4 | (100.0) | (57.0) | (43.0) | | 66.4 |
| 退 職 給 付 制 度 の 導 入 | 100.0 | 12.7 | (100.0) | (25.5) | (74.5) | | 77.1 |

注：1) 表頭「計」は「不明」を含む。

2) 企業型確定拠出年金のほか、確定給付企業年金（基金型・規約型）、厚生年金基金、中小企業退職金共済の各制度をいう。

3) 派遣労働者を除く。